

# アジアサポートデスク実施要綱

制定 平成 26 年 4 月 1 日

## (目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人横浜企業経営支援財団（以下「財団」という。）が行う、定款第 4 条第 1 号から第 4 号に規定する事業のうち、国際事業展開を図る横浜市内中小企業の海外現地活動等を支援するため、アジアサポートデスクの業務実施に関し必要な事項を定め、もって横浜経済の活性化及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

## (アジアサポートデスクの定義)

第 2 条 アジアサポートデスクとは、横浜市内中小企業の海外現地活動等を支援するため、財団に登録された海外に事務所を置く法人が行う業務のことをいう。

## (登録)

第 3 条 アジアサポートデスクを担う法人（以下「登録者」という）の登録については、別に定める。

## (支援対象)

第 4 条 支援対象となる者（以下「対象者」という。）は、横浜市内に事業所を有する中小企業（中小企業基本法第 2 条第 1 項各号及び第 5 項のいずれかに該当する者をいう。）、中小企業を主たる構成員とする団体（法人格の有無を問わない）、及び 1 年以内に横浜市内での事業開始を予定している者のうち、国際事業展開をしようとしている者とする。

## (支援内容等)

第 5 条 登録者は、対象者が国際事業展開の実施を支援するため、次の業務を行う。

- (1) 海外事務所でのビジネス相談
- (2) 現地調査にかかる手配、ビジネス視察の調整、基礎情報の収集・調査
- (3) 現地調査に係る手配及び随伴、ビジネス視察の調整及び随伴
- (4) 財団が求める相談・助言等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前各号に付帯関連する業務

2 契約書類の作成や申請代行等の実務の依頼は当事業の対象外とする。

## (改廃)

第 6 条 この要綱の改廃は、事務決裁規程に基づく者の決裁により行うものとする。

## (委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。